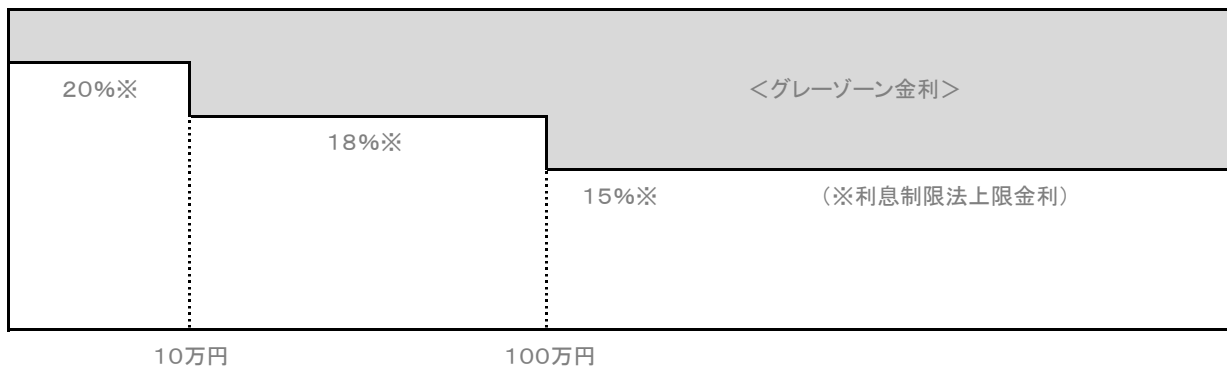


お申込み前にご確認ください！

Q: 「グレーゾーン金利」についてご存知ですか？

A: 利息制限法の上限金利(15%~20%)を超える金利で貸金業者からお金を借りたり、返している場合は払いすぎた利息を元本に充当したり、返還を請求できる場合があります。この請求は完済後においても可能です。



Q: どこに相談したらいいの？

A: 下記の法律専門家にご相談されることをお勧めします。

弁護士会	福井県	0776-23-5255	日本司法書士会 連合会	福井県	0776-30-0771
	石川県	076-221-0242		石川県	076-292-8133
	京都府	075-231-2378		京都府	075-255-2566
	大阪府	06-6364-0255		大阪府	06-6943-6099
法テラス		0570-078374			

～住宅ローンをご利用のお客様へ～

住宅ローンをご利用されているお客様は、個人版民事再生を申立てする際に、住宅資金特別状況を定めることにより住宅を持ち続けたまま借金を整理することが出来ます。

尚、同申立については様々な要件を満たしている必要がありますので、詳しくは専門の方にご相談されることをお勧めいたします。

～ご希望に添えなかったお客様へ～

ローンのご返済にお困りの場合や、万が一ご契約通りのご返済ができなくなった場合は、下記の相談機関が「無料相談」を受付けております。任意整理、特定調停、個人版民事再生などの専門的な方法により、借金の問題は解決できます。お早めにご相談されることをお勧めしております。

弁護士会	福井県	0776-23-5255	日本司法書士会 連合会	福井県	0776-22-1102
	石川県	076-221-0242		福井県嶺南	0770-52-7830
	京都府	075-231-2378		金沢・小松市	076-232-0070
	大阪府	06-6364-0255		京都市	075-256-3160
法テラス	0570-078374		舞鶴市	0773-66-1006	
			大阪市	06-6614-0999	

※各市町村の消費生活センター等でもご相談を受付けております。

※ヤミ金融についての通報・ご相談についてはお近くの警察署・消費生活センター又は弁護士、司法書士にご相談ください。